

黎朝の君主の名前

——越南と中国との外交関係の一側面——

山 本 達 郎

I

越南(ヴェトナム)と中国との国際関係を考える場合には、国際秩序に関する伝統的な中国人の思想を念頭に置かなければならない。中国の国際秩序の考え方の基礎には華夷思想・中華思想があって、中国は世界の中心で最高の地位にあり、外国との間に上下に並んだ結合形態が考えられていた。そしてこの中華思想が周代以来の封建の制度と結びついて、諸外国との間に冊封体制が作られてきた。ここで封建というのは、西洋のフェューダリズムの訳語とは別で、天子が地方の有力な支配者の地位を認め、諸侯として封じて資格を与える意味であるが、この方式が国際関係にも適用された形で冊封体制が生まれ、外国との間に一種の君臣関係が形成されていたのである。そして中心に位する中国の君主は“皇帝”であり“天子”であって、外国の君主からは卓絶した高い地位を保っていた。皇帝という称号は秦の始皇帝に始まるが、これは比類のない称号として中国の君主のみが用いることのできるもので、外国の君主による使用は全くこれを認めなかった。そして実際に冊封体制が機能するに当っては、(1)支配のシンボルとしての印璽の賜与、(2)正朔、即ち暦の授与、(3)官職の叙任、(4)朝貢と賞賜、(5)儀式の形態、などがそれぞれの国に対して規定されたのであって、何れの場合にも外国を代表すべき人物の資格と称号が問題とされた。⁽¹⁾

越南が中国と外交関係を持つ場合には、いやおうなしに、この中国側の冊封体制の枠の中で取扱われることになるから、そこに多くの不都合

が生まれた。中国に従属することを好まない国の場合はどこも同じであるが、越南は中国に対して平等の立場を保とうとする考え方が強かったから、この問題は深刻であった。略千年の間中国の支配下にあった越南が西暦10世紀に独立したときに、最初に王朝を開いた丁部領はまず皇帝を称しており⁽²⁾、それ以来越南では君主が皇帝の称号を持つのが伝統となっていた。これは中国としては到底認めることができない。しかし問題は皇帝の称号ばかりではなくて、君主の名前そのものの使い方に問題があった。越南でも中国でも同様であるが、自分の本来の名前を使うことには特別な意味があるわけで、他の人に対して自分の諱を使うというのは、自分が下の地位にあるという形を示した特に丁寧な表現になる。先方が上位にある場合、例えば天子に対しては、自分の諱を使わなければならないわけで、それは相手に対して謙遜した態度や従属の承認を表明したことになる。そしてそれは他方において目上の人に対してはその諱を用いることを禁じて、^{あざな}字や号などのなるべく本当の名前から距離のある呼び方をする慣習を伴う。越南と中国との外交関係においては、中国側は越南の君主が自分の諱を用いることを要求するし、越南側としては従属を表明する諱の使用は極力これを避けようとすることになる。そこで越南と中国とが外交関係を開こうとすれば、この矛盾する要求をどうしても何かの形で解決しなければならない。

越南の陳朝(A.D.1225~1400)の時代、宋末から元を経て明初にわたって、越南と中国との間には度々使者の往来があったが、それに関連して記録されている越南の君主の名前を見ると、両国の所伝が全く異っている。私は曾て、このような相違が生じるのは、陳朝の側が中国の朝廷に対して用いるために、特に諱とは異なる別の名前を作って使用したためであることを論じた⁽³⁾。それでは陳朝の滅亡後、暫く越南を支配していた明の勢力を駆逐して、独立を回復した黎朝の時代にはこの問題はどのようなふうになったであろうか。

II

黎朝の政治支配には著しい盛衰があったが、最初の太祖(黎利)の独立から最後の愍帝の末年まで3世紀半以上(A.D.1428~1789)の間に、この王朝は、中国の明清両朝と交渉を持ち、度々安南国王の封冊を受けていた。それではこの期間に、黎朝の君主の名前は越南の史料と明・清の史料においてどのように記載されているであろうか。ここにその対照表を作成して検討することとしたい。⁽⁴⁾

黎朝の君主名の表は二つに分けて作成する。第一のA表は黎朝の前期として、初代の太祖の初年(A.D.1428)から昭宗に続く莫氏支配の大正三年(1532)までを取扱い、第二のB表は黎朝の後期として、荘宗の初年(元和元年, 1533)から愍帝の末年(昭統三年, 1789)までを対象とする。この区分線は大越史記全書本紀の第15巻と16巻との区分線に一致している。⁽⁵⁾ 黎朝の君主の名前を記載している多くの文献の中で、ここでは越南側を代表させて大越史記全書を選び、これに対して中国側では明史(巻321)安南伝を代表に選ぶと共に、それと内容の著しく異なる越嶠書(巻7)の所伝を併記することとする。

この表でまず左側の全書の記載を縦に見て行くと、最初の(1)太祖から(3)仁宗までは諱だけが書かれており、次の宜民というのも諱と認められるが、(4)聖宗から(10)恭皇帝までは“諱”と“又諱”の二つが掲げられている。これと並ぶ明史の記載を縦に見ると、(2)太宗から(8)襄翼帝まで、諱と明記はしてはいないが諱と認めるべき名前を掲げると同時に、それとは異なる“一名”を並記している。注目すべき点は、まず名前が二つずつ記されている(4)聖宗から(8)襄翼帝までにおいては、若干の相違はあるものの、全書の“諱”と“又諱”、及び明史の本来の名前と“一名”、が逆になって対応することである。即ち明史の方では全書の“又諱”の方を本来の名前と認めているのであって、一つしか名前を掲げていない(9)昭宗・(10)恭皇帝の場合も、明史が記録しているのは全書の“又諱”の方となっている。遑って(2)太宗・(3)仁宗の場合は、全書で一つ、明史で二

A 黎朝前期君主名対照表

		大越史記全書	明史(卷321)	越嶠書(卷7)
1	太祖 1428~33	諱利	利	利
2	太宗 1433~42	諱元龍	麟一名龍	龍偽名麟
3	仁宗 1442~59	諱邦基	潛一名基龍	基龍偽名潛
	宜民 1459~60	宜民	琮一名宜民	宜民偽名琮
4	聖宗 1460~97	諱思誠又諱灝	灝一名思誠	思誠偽名灝
5	憲宗 1497~1504	諱鎰又諱暉	暉一名鎰	鎰偽名鎰暉
6	肅宗 1504	諱濬又諱濬	濬一名敬甫	濬偽名敬
7	威穆帝 1505~9	諱濬又諱誼	誼一名濬	濬偽名誼
8	襄翼帝 1509~16	諱濬又諱暉	暉一名濬	濬偽名暉
9	昭宗 1516~22	諱椅又諱諶	諶	椅偽名諶
10	恭皇帝 1522~27	諱椿又諱應	應	椿偽名應
	莫登庸 1527~30		登庸	
	莫登瀛 1530~(40)		瀛	

つの名前が現れており、正確な一致は見られないものの、全書の諱に近いのは明史では副次的な取扱いとなっている“一名”の方であって、(2)太宗の場合には龍という文字、(3)仁宗の場合には基という文字が共通に現れているのである。中国側の文献には明史以外にも明史と甚だ近い所伝があるが、⁽⁶⁾明実録の場合には麟・潜以下の、明史が問題なく認めている名前だけが現れていて、明史で“一名”となっている別の名前は全く見当たらない。⁽⁷⁾即ちこれは明の朝廷で、麟・潜以下縦に並んでいる名前を黎朝の君主の諱として正式に取扱ったことを示すものであろう。

このように黎朝の側と明の側とで君主の名前の取扱いが逆になって、前者の“又諱”が後者で正式の諱とされているのは、恐らく黎朝の方で明と外交接触を持つ場合に、本来の諱を用いて従属的地位を表明するの

を避けて、別の“又諱”を拵えてこれを使用し、明の朝廷で正式にこれを諱と認めていたことを意味するものであろう。越嶠書を見ると、⁽⁸⁾著者の李文鳳はその自序および巻7において、前掲A表の右側の欄に見えるように、明史とは反対の形で、大越史記全書の諱、即ち明史の“一名”を本来の名前と認め、“又諱”の方を偽名と明言している。そしてこの自序の中で、“其の正名は以て天地神祇に事え、国中に告げ知らせ、偽名は以て中国に事え、以て臣たらざるを示す”旨を述べ、また“百余年の間、其の心は未だ嘗て一日たりとも中国に臣たることを肯んじない”と記している。⁽⁹⁾広西省宜山県の出身で、明の莫氏に対する出兵の直前に、官僚として広東省地方の軍事に携っていた李文鳳の言うところは、正鵠を得ていると認めるべきであろう。殊域周咨録(巻5, 6)の黎朝の王名の取扱いも越嶠書と略同様で、この詐りの習わしは既に陳朝の初期から始っていた旨を記載している。⁽¹⁰⁾

このような“又諱”即ち偽名は両国の外交接触の種々の機会に用いられたと認められるが、中国側から冊封を行う際には特に問題となった筈である。初代の(1)太祖については、どの史料にも名前を‘利’とするだけで別名を記していないが、この場合は長年明軍と戦って独立を勝ち取った過程で、明との間に久しくこの名前で交渉が行われていたから、別名を作る情勢にはなかったのであろう。(2)太宗は黎朝として始めて安南国王に封じられた支配者で、⁽¹¹⁾この時以後歴代の君主に対して明史・越嶠書に二つずつの王名が現れているわけである。全書には(2)太宗・(3)仁宗・宜民に一つの名前だけしか掲げていないが、彼等にはそれぞれ“又諱”として麟・濬・琮という名前があったのであろう。(3)仁宗は明から安南国王に封じられ、⁽¹²⁾宜民は封じられようとして実現しなかった人物である。⁽¹³⁾(4)聖宗・(5)憲宗・(7)威穆帝・(8)襄翼帝は何れも安南国王の封冊を受け、⁽¹⁴⁾その他の君主は受けていないが、これら総てに“又諱”が作られていたと見るべきであろう。(9)昭宗・(10)恭皇帝について、明史では名前を一つだけ掲げているが、これは“又諱”で、ここでは本来の諱が脱落している

のであろう。前掲A表の各欄を横に見て行くと、(5)憲宗以下(10)恭皇帝までに全書・明史・越嶠書の間に若干の文字の相違があるが、極めてよく類似した形の文字が多く、筆写の際の誤と認められるものが大部分である。越嶠書で憲宗の偽名を鎗暉としているが、鎗は衍字、同書の(9)昭宗・(10)恭皇帝の名前の手偏は木偏とするのが正しいであろう。

以上述べた如くであったとすると、明の朝廷では黎朝の方で外交用に特別に作った名前を正式の諱と認めて、国交を保ち冊封を行っていたのであるが、本当の諱の方を知らなかったと速断はできない。越嶠書では(2)太宗以下(10)恭皇帝まで、総ての君主について本来の諱が記されているわけで、その一つ一つが中国側に何時から知られるようになったか明らかでないが、相当に早くから解っていたのではあるまいか。全書にみえる(2)太宗・(3)仁宗の本来の諱が、明史・越嶠書に変形した姿で現れているのは、或は当時から朝廷が正式に認めた名前以外に、別の名前の存在が中国側に知られていたことを考えさせる手懸ではなかろうか。中国側では黎朝側に二種類の名があって、国交に用いられているのが本来の諱でないことを知りながら、朝廷でこれを正式の名前と認めていた時期が少くも或る期間存在したと考えるのが自然であろう。更に推測を逞しくすれば、越南側も中国側も、越南の君主の本来の諱とは異なる名前を作って中国側がこれを正式の諱と認めることが、両者がそれぞれ体面を保って国交を保持するための妥協案として必要なことを承知していたのではあるまいか。なお黎朝前期の最後の莫氏の支配時代については、明の側はこれを篡奪者と認めて出兵した程であるから、これを安南国王に封じることが全く無かったわけで、前掲の表にみえる登庸にも登瀛にも、更にその後継者達にも、二つの名前の問題は存在していない。

III

そこで次に前掲のA表に続く黎朝後期の王名表を作って越南と中国の所伝を比較してみよう。越南側からはA表と同様に大越史記全書の所伝

B 黎朝後期君主名対照表

		大越史記全書	明史・清史稿
1	莊宗 1533~48	諱寧又諱昫	寧
2	中宗 1548~56	諱暄	寵
3	英宗 1556~72	諱維邦	維邦
4	世宗 1572~99	諱維潭	維潭
5	敬宗 1599~1619	諱維新	維新
6	神宗 1619~43	諱維祺	----- 維祺
8	// 1649~62		----- 維祺
7	真宗 1643~49	諱維祐	維禔
9	玄宗 1662~71	諱維禡(禡, 瑀)	維禧
10	嘉宗 1671~75	諱維禴	維錠
11	熙宗 1675~1705	諱維裕	維正
12	裕宗 1705~29	諱維禧	維詢
13	昏徳公 1729~32	諱維訪	
14	純宗 1732~35	諱維祥	維祐
15	懿宗 1735~40	諱維祿	維緯
16	顯宗 1740~86	諱祧	維禎
17	愍帝 1786~89	諱思祿又諱維祁	維祁

を取りあげ、中国側からは明史(巻321)安南伝と清史稿(属国伝越南)に見える記載を取って表とする。

このB表では黎朝が一旦莫氏に滅ぼされたあと、擁立されて黎朝を再興することになった莊宗を第1代として、それ以下の代数を数えた。右端の中国所伝の維祺の上下に点線を引いてあるのは、彼の名前がそれ以前の君主の名前と共に明史に現れ、それ以後の君主の名前と共に清史稿に見えることを示している。

ここに現れる王名には、最初の二代を別として、どの王名にも初めに

維の字がついて一見二字名の如くになっているが、これは日本の通り名にも類似した一族代々共通に用いられた文字で、本来個人に特有な名前には後の一字だけである。ここでは維を省いて、A表の王名が皆一字であるのと同様に取扱って支障はないであろう。姓名三字の中の最初の一字が姓、最後の一字が個人名で、その中間の一字が両者の中間の機能を持つのは現在も越南で行われている慣習である¹⁰⁶。(1)莊宗と(2)中宗については、それぞれ二つの名前が見えているが、これはA表に見えるように諱の外に“又諱”を作る伝統が続いていたことを示しているのであろう。但し(1)莊宗については寧という本来の諱が明で用いられていたわけで、その点A表に見える諸例とは異っている。明の実録には嘉靖16年(1537)の記事の中に黎寧の名前を用いる¹⁰⁷と同時に、彼の父(9昭宗)の時から彼の時代にかけて“封”冊を請わないで入貢すること二十年になることを述べているが¹⁰⁸、国王に封じる問題が当時無かったことを注意すべきであろう。この時期には明の方で莫氏に安南都統使を与えており、これと並んで黎氏に封冊を与える可能性は無かった。或は黎氏の側で(1)莊宗の“又諱”を作りはしたが、実際にはそれが明の朝廷に採用されなかったということではあるまいか。

B表でみると、(3)英宗・(4)世宗・(5)敬宗・(6・8)神宗については、越南側と中国側で全く同じ名前が現れているが、これは莫氏を廻る動乱から明清の王朝交替に続いて行く時期で、正常な国交が欠けていた時代である。明と接触の多かったのは莫氏で、黎氏に対しては、萬曆25年(1597)に(4)世宗に安南都統使を授け¹⁰⁹、全書によると(7)真宗の福泰4年(1646)に上皇(神宗)を安南国王とした事例が見られるが、後者は明の最末期の唐王隆武元年(1646)のことである。B表を見ると、(7)真宗および(9)玄宗以下(17)愍帝までの総ての君主に関して、全書の諱とは異なる別の名前が中国側に記録されているのであるが、これについては、清史稿(属国伝越南)および全書(続編)¹¹⁰によっても知られるように、これらの総ての君主が、清朝によって安南国王に封じられていることに注目しなければ

ならない。中国側に伝えられている玄宗以下の君主の名前は、このような清朝による冊封と関連して黎朝の側で作った外交用の名前前で、それが朝廷の正式に認めた名前として現れているのであろう。清実録では黎維祺(神宗)を安南国王として順治18年(1661)の條に記しながら²⁰⁾、冊封の記事が欠けているが、或はこれは明末に彼が安南国王に封じられたのを清朝に受け継いでいるのかも知れない。B表では、最後の愍帝の場合を別として、A表にみえるような全書の諱と“又諱”の区別が存在せず、またA表の中国側文献にみえるような二つの名前の並存が見られないと同時に、一つずつの両国の王名が皆異っている²²⁾。これは黎朝の諱とは異なる別の名前を清国側が認めて国交を保つことが、A表に見える前期の場合よりも寧ろ定着した形になっていたことを示すものではあるまいか。黎朝が滅亡する最後の愍帝の時だけに諱と“又諱”があって、後者だけが清朝の史料に現れているが、それ以前の君主の場合も、“又諱”はありながらそれを全書が記していないだけで、それを外交上の手段に使うことが慣例となっていたと見るべきであろう²³⁾。A表の考察で述べたように、私は黎朝の前期の間に明の朝廷で、越南の君主に二つの名前があったことを知っていたであろうと推測したが、黎朝後期の(9)玄宗以後に関しても、清の朝廷で二つの名前の存在を知っていたと考えるべきではあるまいか。黎朝君主の中国に対して用いる名前が“偽名”であることを明記した越嶠書には、嘉靖庚子(1540)の李文鳳の自序があり、同じ趣旨を記した殊域周咨録には萬曆甲戌(1574)の題詞、癸未(1583)の序があるから、問題の(9)玄宗以後の時代には両書は既に存在していたのである。清の朝廷はこれらの書、或はそれ以外の情報によって、黎朝前期の君主に二つの名前があったことを知っていたばかりでなく、恐らく後記の(9)玄宗以後についても同様であることを承知していたと推測してよかろう。

大局的に見れば、黎朝の前期後期を通じて、明・清との外交接触、殊に安南国王の冊封の場合に、越南側の国家の体面と中華思想とを両立させる妥協の産物として、越南側が作った特別な君主の名前を中国側が諱

として取扱うという方法が、定着して行ったと見なすことが出来るであろう。

なおこの論文の趣旨は、1971年度史学会大会東洋史部会と同年キャンベラで開かれた国際東洋学者会議で述べてある。その後1977年に、黎朝時代の越南・中国関係を研究していた Michael K. Ipson 氏から越史通鑑綱目、明清史料(庚編)の記事をお知らせいただいた。同氏の御好意に対してここに感謝を捧げる。

注

- (1) 山本達郎、「歴史上からみた東アジアの国際関係の形態」、国際基督教大学学報 III-A 『アジア文化研究』8, 1975年, 4~8頁。
- (2) 校合本『大越史記全書』(上)陳荊和編校, 本紀1, 戊辰元年(968 A.D.), 180頁・『越史略』丁紀, 先王, fol.17A.
- (3) 山本達郎, 『安南史研究』I, 1950年, 1~39頁。
- (4) 山本達郎編, 『ベトナム中国関係史——曲氏の抬頭から清仏戦争まで』, 1975年所掲の年表672~691頁, 及び黎朝系図700頁, 参照。
- (5) この区分線は陳荊和氏編校, 校合本『大越史記全書』, 上中下三冊の 中巻と下巻の区分線に当る。越史通鑑綱目の年代区分線はこれと異っている。
- (6) 明史彙, 列伝195, 外国2, 安南。
- (7) 鄭暎, 皇明四夷考, 上巻安南; 葉向高, 四夷考, 安南考, 参照。
- (8) E. Gaspardone, Matériaux pour servir à l'histoire d'Annam, I, La géographie de Li Wen-fong, I, BEFEO XXIX, 1930, pp.66-77.
- (9) 越嶠書序, 「其正名以事天神地祇, 播告國中, 偽名以事中國, ……是百余年間, 其心未嘗一日肯臣中國也。」
- (10) 殊域周咨錄, 卷5 安南, 黎麟の條割註。「自是皆有二名。約名以事神祇, 偽名以事中國。蓋其會習於欺誕。自宋陳威僞偽名光昺已然。不獨今也。」
- (11) 明夷錄, 英宗正統1年(1436)9月庚申。
- (12) 明夷錄, 英宗正統8年(1443)5月甲戌。
- (13) 明夷錄, 英宗天順5年(1461)2月辛巳。
- (14) 明夷錄, 英宗天順6年(1462)2月癸卯(瀨); 孝宗弘治11年(1498)12月乙丑(暉); 武宗弘治18年(1505)12月辛酉(誼); 武宗正徳7年(1512)6月甲寅(暉, この時既に安南国王である)。明夷錄の関連記事については, 趙令揚・陳璋・陳學林・羅文編著『明夷錄中之東南亞史料(下冊)』, 1976年, 参照。
- (15) 『ベトナム中国関係史』, 333-365頁(大沢一雄執筆)。
- (16) 大原利貞紹介, シャピユイ氏「アンナムの人名及び地名」南亞細亞学報, 2, 1943年, 225-256頁。

- (17) 明実録，世宗嘉靖16年(1537)2月壬子。
- (18) 「而黎寧與其父讎不請封入貢者亦二十年」。明実録，世宗嘉靖16年(1537)4月辛酉。
- (19) 明実録，神宗萬曆25年10月甲戌。
- (20) 愍帝の冊封については大越史記統編卷五，愍帝昭統2年(1788)11月の條。
- (21) 清実録，世祖順治18年4月癸未。
- (22) 清史稿にみえる(11)熙宗の名前“正”に対して明清史料，庚編，第一本 fol.14A-27B で同時代の王が禪となっているのは別の考察を要する。
- (23) 清実録の黎朝関係記事は，桃木至朗編『大清実録中東南亚関係記事』(一)～(五)，1984年，1985年の中に，雍正13年(1735)8月から嘉慶4年(1799)4月までの東南アジア諸国に関する記事の一部として収められている。黎朝と清朝との交渉があった年次については，前記『ベトナム中国関係史』(注4)683～691頁，参照。